

県への「届出」が必要なもの（農事組合法人）

1 届出事項

佐賀県内の農事組合法人は、農業協同組合法（以下「法」という。）農業協同組合法施行規則（以下「施行規則」という。）及び佐賀県農業協同組合法施行細則（以下「県施行細則」という。）に基づき、県への「届出」が必要です。

届出事項のうち主なものは次の一覧のとおりです。

	提出書類	提出期限	根拠
設立したとき	成立届出書（様式第 53 号） (添付書類) 1 登記事項証明書 2 定款 3 事業計画書（収支計画を含む。） 4 発起人会の議事録謄本 5 発起人及び理事が農民であることを証する書面（農業委員会が発行する耕作証明等） 6 払込済出資金総額を証する書類（出資農事組合法人である場合に限り添付）	設立登記の日から 2 週間以内	法第 72 条の 32 第 4 項 県施行細則第 30 条
定款を変更したとき	定款変更届出書（様式第 52 号） (添付書類) 1 理由書 2 定款（変更後のもの） 3 定款の変更部分に係る新旧対照表 4 定款の変更についての議決をした総会議事録謄本又は抄本	変更の日から 2 週間以内	法第 72 条の 29 第 2 項 県施行細則第 29 条
解散したとき	解散届出書（様式第 54 号） (添付書類) 1 理由書 2 登記事項証明書 3 解散についての議決をした総会議事録謄本（総会の議決によって解散した場合） 4 組合員が 3 人未満になったことを証する書面（法第 72 条の 34 第 1 項の規定により解散した場合） 5 財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録） 6 清算人の住所及び氏名を記載した書面	解散の日から 2 週間以内	法第 72 条の 34 第 2 項 施行規則第 217 条の 3 県施行細則第 31 条

合併したとき	合併届出書（様式第 55 号） (添付書類) 1 登記事項証明書 2 定款（合併によって農事組合法人が設立した場合） 3 理由書 4 事業計画書（収支計画を含む。） 5 合併についての議決をした総会議事録謄本又は合併によって設立した農事組合法人の設立委員会議事録謄本（新設合併） 6 その他参考となるべき事項を記載した書類	合併の日（登記の日）から 2 週間以内	法第 72 条の 35 第 3 項 県施行細則第 32 条
清算終了したとき	清算終了届出書（様式第 56 号） (添付書類) 1 財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録） 2 1 に規定する書類の承認を行った総会議事録謄本 3 登記事項証明書	登記終了後遅滞なく	法第 72 条の 44 県施行細則第 33 条
株式会社へ組織変更したとき	組織変更届出書（様式第 57 号） (添付書類) 1 農業協同組合法第 73 条の 3 第 1 項の規定により作成した組織変更計画書 2 組織変更についての議決をした総会議事録謄本 3 農業協同組合法第 74 条第 1 項に規定する組織変更に関する事項を記載した書面 4 組織変更後の会社の登記事項証明書	組織変更後遅滞なく	法第 73 条の 10 施行規則第 223 条 県施行細則第 34 条

2 届出の提出先

佐賀県農林水産部 生産者支援課 団体指導担当

住所：佐賀県佐賀市城内 1-1-59（佐賀県庁 新館 10 階）

電話：0952-25-7364 FAX：0952-25-7271

届出に来庁いただく際は、できるだけ事前に電話連絡をお願いいたします。

（参考）届出にあたってよくある質問等

（問 1）総会をして、役員（理事と監事）を変更したけれど、県への届出は必要ですか？

（答）県への届出は必要ありません。

（ただし、「理事」は、登記が必要ですので、詳しくは法務局へお尋ねください）

（問 2）新規加入や脱退で組合員の数が増減したことに伴い「出資口数と金額」が増減する場合、県への届出は必要ですか？

（答）県への届出は必要ありません。

（ただし、法務局での登記や市町、税務署及び県税事務所等への変更申請等の手続きが必要ですので、詳しくは各関係機関へお尋ねください）

（問 3）同じ町内に法人の事務所を移転したので、「主たる事務所の所在地」を変更したけれど、県への届出は必要ですか？

（答）定款に記載している「主たる事務所の所在地」を変更する場合は、県へ「定款変更届出書」の提出が必要になります。

（定款に「 町」だけ記載されていて、その町内で事務所を移転するときは定款変更を行う必要がないので、県への届出も必要ありません。ただし、法務局での登記や、市町、税務署及び県税事務所等への変更申請等の手続きが必要ですので、詳しくは各関係機関へお尋ねください。）